

高齢者運転免許証自主返納制度の改正

【制度】

- ・ 対象： **70歳以上の方**
※令和2年4月1日以降に自主返納した方。ただし、**誕生日の1ヵ月前からの返納も対象とする。**
- ・ 補助内容： 運転免許証自主返納後に利用した
 - ①運転経歴証明書発行手数料 ②町長が指定するバス回数券の購入費
 - ③タクシー運賃 ④交通系ICカードへの入金
 - ①～④を合算して1人1回限り 上限10,000円を還付
- ・ 制度改正ポイント：
 - (1) 対象者を 70歳以上に引き下げ
 - (2) これまで「免許更新ハガキ」が届いたことで、対象年齢の1ヵ月前に返納してしまう方も多かったことから、誕生日の1ヵ月前からを補助対象とした（=69歳11ヵ月時点での返納も対象とする）
 - (3) 令和2年3月31日までに自主返納し、補助申請を行っていない75歳の方も経過措置として対象とする
- ・ 手続き：
 - (1) 70歳の誕生日以降、警察署または運転免許センターで、すべての運転免許証を自主返納する
 - (2) 下記を役場へ持参し、補助申請を行う
 - ①「運転免許の取消通知書」と写真付きの書類（パスポート、マイナンバーカード等）または「運転経歴証明書」 ②自主返納後に利用した領収書 ③補助金の振込先口座の分かるもの

公共交通利用補助制度の改正

【制度】

- ・ 対象：70歳以上の方と妊婦

※事前の登録申請が必要（既登録者は無手続きで更新）

※妊婦の補助期間は、母子手帳取得から出産予定日の90日後まで

- ・ 補助内容：①タクシー領収書1枚につき500円
②ライフバス回数券購入費の半額（100円未満切捨て）
①と②を合算して年度1回の申請で補助額を還付 上限6,000円

- ・ 対象事業者：ライフバスおよびタクシー6社

- ・ 制度改正ポイント：

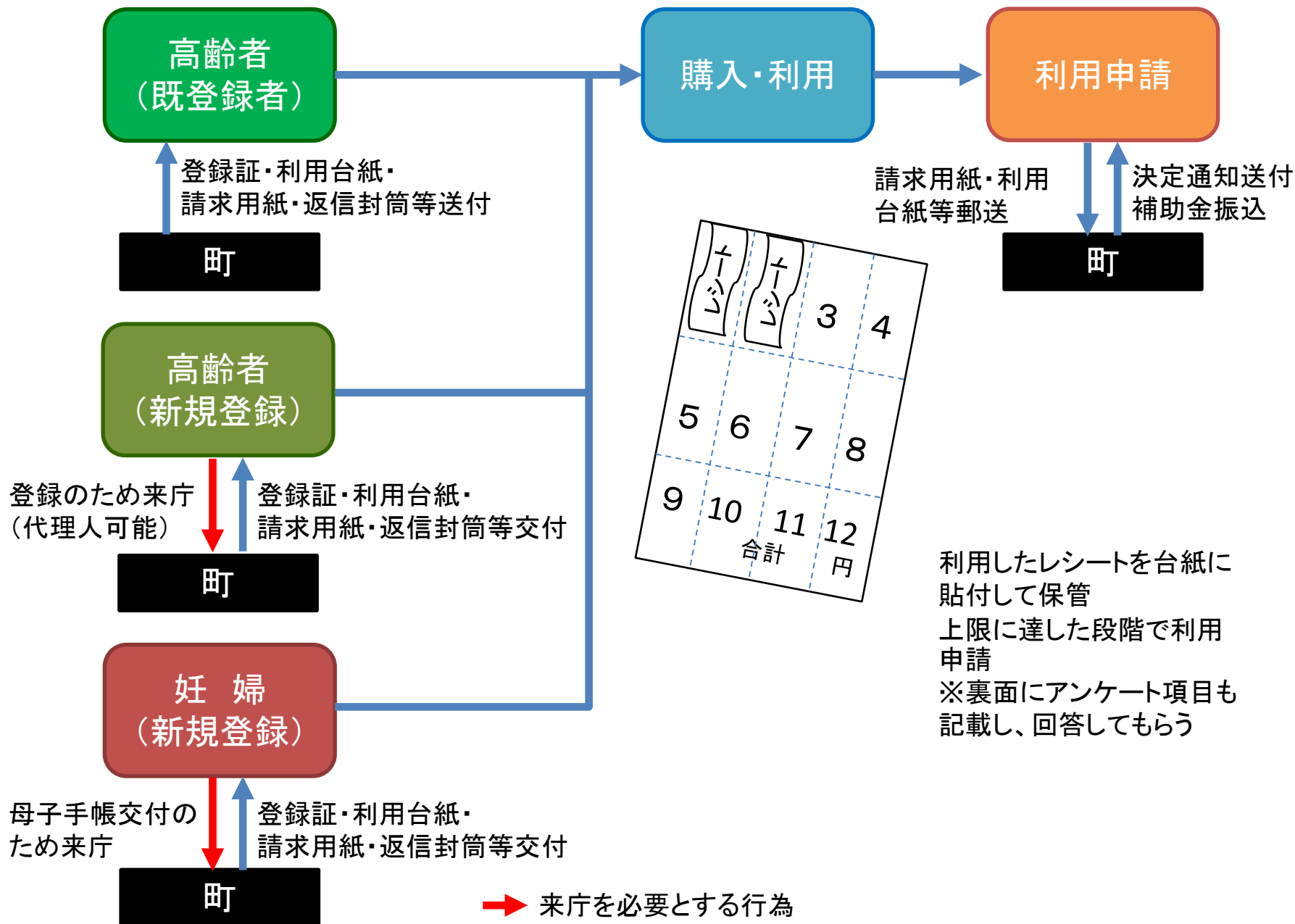
(1) 対象者を70歳以上に引き下げ、新たに妊婦を追加

(2) 補助金請求を来庁ではなく郵送でも受け付ける（後納返信用封筒）

- ・ 手続き：

- (高齢者)
1. 《既登録者》年度当初に登録住所へ「新登録証」「利用台紙」「請求用紙」「後納返信用封筒」等を郵送。
《新規登録》役場または出張所（藤・竹）で書面登録、登録証発行。同時に「利用台紙」「請求用紙」「後納返信用封筒」等を渡す。
 2. タクシー利用時またはライフバス回数券購入時に登録証提示。
 3. 領収書を利用台紙に貼付し、請求用紙とともに返信用封筒で役場へ郵送。
 4. 町から申請者の指定口座に補助金振込み。
- (妊婦)
1. 役場で母子手帳を取得した際に、書面登録、登録証発行（有効期限を記入）。同時に「利用台紙」「請求用紙」「後納返信用封筒」等を渡す。
 - 2～4 高齢者に同じ

【改正制度のイメージ】



【メリット】

- ・ これまでどおりライフバスとタクシー6社の全てが利用できる。特に、タクシーについては迎車だけでなく「乗り込み」も対応可能である。改正における事業者への負担は少ない。
- ・ 利用者の補助金申請時の手間を軽減できる。
(来庁の手間を何とかできないか、という多くの意見に対する改正)
- ・ 特に出張所における窓口対応の時間が軽減できる。
(繁忙期に受付で順番待ちをさせることもなくなる)
- ・ 2年間で浸透してきた制度なので、改正に対しての混乱は少ないと考えられる。